

随意契約の契約状況表

( 子どもすこやか部 )

契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治法 施行令第 167条の2第 1項中の号	随意契約の理由
1 子育て支援課 中央子ども家庭支 援センター	大分市子育て短期支援事 業専用人員配置支援業務 委託	令和5年9月1日	大分市大字城原2600番 地の10 社会福祉法人 小百合愛児 園	6,433,000	2号	事業の性質上、事業者には保護者の疾病その他の理由により家庭にお いて児童を養育することが一時的に困難になった場合および経済的な理 由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、適切に保護 できることのみならず、要保護児童対策地域協議会の関係機関等との連 携が求められる。 当該法人は、大分市内に2カ所ある児童養護施設のうちの一つである 小百合ホームにおいて、これまでも大分市子育て短期支援事業の実施施 設として児童を受け入れてきた実績を持ち、令和5年6月からは大分市 子育て世帯見守り訪問支援事業を実施するなど、適切で多様なサービ スを提供できる事業者であることから、本事業の受託において求められる 要件を満たしている。
2 子育て支援課	基幹系仮想サーバ基盤再 構築に伴うシステム移行 に係る作業業務委託	令和5年9月15日	大阪府八尾市北亀井町3丁 目1番72号 シャープマーケティング ジャパン株式会社	511,500	2号	本委託業務は、基幹系仮想サーバ基盤再構築に伴う児童家庭相談システ ムのデータ移行及び検証作業である。作業については現在運用している 児童家庭相談システムの仕様を熟知している必要があり、現行機能の構 築及びパッケージ機能の開発を行った事業者しか知り得ないものであ る。 そのため、本業務の履行が可能なのは、現行機能の構築及びパッケ ージ機能の開発を行ったシャープマーケティングジャパン(株)のみであ る。
3 子育て支援課	福祉総合システム改修業 務委託(子ども医療費助 成事業対象者拡充)	令和5年8月21日	大分市東春日町17-19 日本電気株式会社 大分支店	19,098,337	2号	本委託における福祉総合システムについては、既存のソフトウェアの変 更を行う必要があるが、他者は当該ソフトウェアに係る知識や情報、ノ ウハウを有していない。したがって、業務の履行が可能なのは、当シ ステムを設計・開発し、プログラム作成を行った業者である日本電気株 式会社に限られるため、随意契約をするものである。
4 子ども入園課	福祉総合システム改修業 務委託(大分市にこに こ保育支援事業)	令和5年8月21日	大分市東春日町17-19 日本電気株式会社 大分支店	19,028,762	2号	本改修業務委託は、既存のソフトウェアの変更を行う必要があるが、こ のソフトウェアの設計・開発に係る情報は、システム開発業者が独自に 開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムで構成 されており、他者は当該ソフトウェアに係る知識や情報、ノウハウを有 していない。したがって、業務の履行が可能なのは、当システムを設 計・開発し、プログラム作成を行った業者である日本電気(株)大分支 店に限られる。